

医師の意見書

<医師用>

登室許可証明書	
園児氏名 _____	
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登室可能と判断します。	
年 月 日	
医療機関名 _____	
医師名 _____	印又はサイン _____

保育室は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登室許可証明書をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育室生活が可能な状態となってからの登室となるようにご配慮ください。

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登室のめやす
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間(発症前 24 時間から 発病後 3 日程度までが最も感染力が 強い)	症状が始まった日から 5 日以内に症状が無くな った場合は、症状が始まった日から 7 日を経過し てから又は解熱した後、3 日を経過してから
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間程	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成ま で	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失し てから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること (抗菌薬を決められた期間服用する。7 日間服用 後は医師の指示に従う)
腸管出血性大腸菌 感染症 (O157,O26,O111 等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、 48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いず れも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎		感染のおそれがなくなってから

※「インフルエンザ」の「登室のめやす」は、横浜市が厚生労働省に確認した上限を記載しています。

※「急性出血性結膜炎」は、横浜市独自の取り扱いです。